

指定管理者の管理運営に対する評価シート

所管局・部・課	都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課
評価対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

1 指定概要

指定管理施設	名 称	第一警備スポーツセンター戸畑 (北九州市立浅生スポーツセンター)	施設類型	目的・機能
	所 在 地	北九州市戸畑区浅生二丁目1番1号	I	②
	設置目的	スポーツの普及及び振興を図り、市民の心身の健全な発達及び明るく豊かな市民生活の形成に資する。		
利用料金制の状況		非利用料金制 ・ 一部利用料金制 ・ 完全利用料金制		
指定管理者	名 称	戸畑スポーツ文化グランドデザイン		
	所 在 地	北九州市小倉北区浅野一丁目1番1号		
指定管理業務の内容		1 管理運営に関する業務 ・ 受付、使用許可に関する業務（利用調整、許可に係る業務） ・ 清掃、警備、建物等保守点検業務 2 その他管理運営業務 ・ 事業計画書及び収支計画書の提出 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 地域や類似施設との連携に関する業務 3 利用促進に関する業務 ・ イベントや広報活動等による利用促進など 4 自主事業 ・ 市民のスポーツ振興に資する事業（スポーツ教室等）等の実施など		
指定期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日		

【参考：評価レベル】

評価 レベル	乗 率		評価レベルの考え方
5	100%	良 い	要求水準・目標・計画を大幅に上回り、特に優れた管理運営がなされている
4	80%	↑	要求水準・目標・計画を上回り、優れた管理運営がなされている
3	60%	普 通	要求水準・目標・計画を満たしており、適正に管理運営がなされている
2	40%	↓	要求水準・目標・計画を下回る管理運営がなされている
1	20%		要求水準・目標・計画を大幅に下回る管理運営がなされている
0	0%	適切でない	不適切な管理運営がなされている

2 評価結果

評価項目	指定管理者 の自己評価	市（所管局） の評価	市（所管局）の評価理由 ※指定管理者の自己評価との 相違理由 など	配点	得点 (評価結果)
	(評価レベル：0～5)			(100点満点)	
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取組み				50	43
(1) 施設の設置目的 の達成	3	4	利用者数については、要求水準を下回る実績となったが、改修工事に伴う6ヶ月間の室内プールの休館や、約2か月間のトレーニング室休止など、要因は明確である。また、その影響を補うため、隙間時間や遊休施設の有効活用、レイアウト変更、新器具導入等により、利用者の運動機会の確保に努めた。 施設利用やイベントに関する情報発信を行うSNS（Instagram）のフォロワー増加に向けた取り組みが認められる。	35	28
(2) 利用者の満足度	5	5	利用者アンケートにおいて、施設利用満足度95.0%、職員対応満足度98.1%という極めて高い評価を得ており、質の高いサービスが提供されている。 ターゲットや目的を明確にし、デジタル・紙媒体の双方を活用した情報発信を行うなど、利用者の情報接触機会の確保に配慮が見られる。	15	15
2 効率性の向上等に関する取組み				30	20
(1) 経費の低減等	4	3	費用削減に向けた人員配置の見直しを行う一方、サービス水準を維持するための教育・研修を実施している。また、再委託先を市内企業へ優先的に選定することで、対応の迅速化やコスト抑制に加え、地域貢献にも配慮が見られる。概ね市の求める水準であり、適切に管理されている。	20	12
(2) 収入の増加	4	4	使用料収入は、目標を下回る実績となったが、改修工事等に伴う休館が主な要因として認められる。その中で、自主事業の新規教室を展開し、駐車場の稼働率向上を図るなど、収入確保に向けた工夫が見られた。 また、自主事業の収益還元により、トレーニング室の環境改善を行った。	10	8

3 公の施設に相应しい適正な管理運営に関する取組み				20	16
(1) 施設の管理運営 (指定管理業務) の実施状況	4	4	類似施設における運営経験を有する管理責任者の配置や、最小限のコストで最大限の効果を発揮するための教育・研修を実施するなど、適材適所の配置や多能工化を意識した体制づくりが図られている。 さらに、独自の研修制度によるスタッフ育成やランクの可視化を通じ、ホスピタリティ向上や職員意識の醸成に取り組んでいる。	10	8
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制 など	4	4	利用者目線を意識した、安全・安心で利用しやすい施設運営に努めている。また、Pマーク認定取得企業として、個人情報保護方針の策定・公開や物理的・人的対策を徹底している。さらに、認知症への理解・受け入れに向けた取組や、ユニバーサルデザインへの配慮、WEBシステムと窓口対応の併用など、多様な利用者への配慮が図られている。	10	8
【参考：総合評価ランク】 A：優れていると認められる（80点以上） B：やや優れていると認められる（70点以上80点未満） C：適正であると認められる（60点以上70点未満） D：努力が必要であると認められる（50点以上60点未満） E：かなりの努力が必要であると認められる（50点未満）				合 計	100
				総合評価ランク (A～E)	B

【総合評価】 ※指定管理者の特筆すべき功績及び努力を求める点等を踏まえ、総括的に記入してください。

情報発信や施設の安全・運営管理、利用者対応等において、利用者目線に立った誠実かつきめ細やかな配慮が認められる。また、従来の慣習に捉われず、運営手法の見直しや透明性の高い管理運営、効率化に向けた工夫・改善に継続的に取り組んでいる点は評価できる。

工事に伴う休館の影響により、利用者数や収入の減少を余儀なくされたものの、それを補うための取組も積極的に行われており、今後の実績向上が期待される。また、図書館などの文化施設（共同企業体）との連携やバックアップ体制の整備、各種方針・マニュアルの策定等を通じ、柔軟かつ安定的で堅実な管理運営が行われている。

【北九州市指定管理の評価に関する検討会議における意見】

適正に評価されている。

「テニスコートの夜間利用事業」の提案は近年の猛暑の中、利用者に寄り添った良い取り組みである。早期実現を期待する。今後も市と指定管理者と協働で、市民サービスのより良い向上に向けて連携していただきたい。

<参考> 現指定期間中の評価結果

区 分	令和7年度 (1年目)	令和8年度 (2年目)	令和9年度 (3年目)	令和10年度 (4年目)	令和11年度 (5年目)	平 均
評価結果 (合計得点)	79	—	—	—	—	79

※高評価のインセンティブ（更新制）について

- ▶1～3年目の平均点が75点以上の指定管理者（指定期間5年間の事業者に限る）について、1期に限り指定の更新（+5年間）を認めるもの。

※低評価のペナルティ（次期選定時の減点）について

- ▶最終年度を除く全指定期間中の平均点が59点以下の指定管理者について、同指定管理施設の次期選定時の審査において減点（総合得点から10点または15点をマイナス）するもの。